

後期高齢者医療制度医療費等 通知書を送付します

ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数などの受診内容を確認していただくため、「医療費等通知書」を1月下旬にお送りします。

通知書には、診療年月、医療機関の名称、医療費（10割・自己負担相当額）などを記載しています。

発送の対象は、令和5年12月1日現在、東京都後期高齢者医療の被保険者の資格があり、令和4年9月から令和5年8月までの12か月間に、保険診療で医療機関などへの受診履歴がある方です。

確定申告の際に医療費等通知書を添付することで、令和5年1月から8月までの診療などについては、「医療費控除の明細書」への記載を省略することができま

す。
9月から12月までの診療

年金のお知らせ

◇付加保険料制度について
付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めること

国民健康保険に加入している方で、令和5年11月以降に出生した方または出産予定の方に係る、国民健康保険税の一部を軽減する制度が令和6年1月より始まります。

・単胎妊娠の場合
出生(予定)月の前月から、出生(予定)月の翌々月までの4か月

・多胎妊娠の場合
出生(予定)月の3か月前から、出生(予定)月の翌々月までの6か月

産前産後期間に係る国保税 軽減制度について

◇年金相談・お手続きの際は、予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けています。

◇お問い合わせは、住民課
0570(086)519
83・2182

0570(086)519
83・2190

「元気アップおくたま事業」

「元気アップおくたま事業」では、各地区の健康課題に合わせた講話や調理実習などのプログラムにより、みなさんの健康意識を高めるサポートをします。

「元気アップ」のための、情報が得られるよい機会ですので、ぜひご参加ください。

【日時・会場・内容】カレンダー参照

*プログラムは各月で異なります。

*調理実習は事前申し込み制です。

持ち物は、エプロン、手拭き用タオル、三角巾

*体操は、事前申込不要です。

持ち物は、タオル、飲み物

※問い合わせは、福祉保健課

083-2777

になります。
お手続きをご希望の方は、青梅年金事務所または役場住民課へお申し出ください。
◇年金相談・お手続きの際は、予約相談をご利用ください。
日本年金機構では、年金の相談や請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。
◆問い合わせ、予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご用意ください。
◆問い合わせは、青梅年金事務所
030-3410
83-2182
住民課

◎予約専用受付電話

0570(05)4890

〔受付時間〕午前8時30分

〜午後5時15分(土・日・

祝日、年末年始を除く)

◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けて

います。